

現場技術業務委託契約書 新旧対照表

※赤字下線部:改定箇所

改 正 後	現 行	備 考
現場技術業務委託契約書 （略）	現場技術業務委託契約書 （略）	（略）
第一条～第二十二條 （略）	第一条～第二十二條 （略）	（略）
<u>（賃金の変動に基づく業務委託料の額の変更）</u> <u>第二十三條 履行期間中において、日本国内における賃金水準に予期し得ない急激な変動が生じ、その結果業務委託料の額が著しく不適當となったと認められるときは、発注者又は受注者は、業務委託料の額の変更について書面により協議を申し入れることができる。</u> <u>2 前項に基づく申し入れを行うことができるのは、次の各号の要件を満たす場合に限る。</u> <u>一 協議申し入れ時点において、本契約の履行期間が2か月以上残存していること。</u> <u>二 当該変更額が、変動前業務委託料の額（業務委託料の額から既履行部分に対応する金額を控除した額をいう。）と変動後業務委託料の額（変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前業務委託料の額に相応する額をいう。）との差額のうち、変動前業務委託料の額の1000分の10を超える額であること。</u> <u>3 前項に基づく申し入れを行った発注者又は受注者は、算定根拠資料を添付した変更請求書類を相手方に提出し、発注者と受注者で協議を行うものとする。</u> <u>4 前項の協議を行った場合、発注者は協議の結果を書面により受注者に通知しなければならない。この場合において、受注者が当該通知を受領した日から14日以内に書面により異議を述べなかったときは、受注者は当該決定に同意したものとみなす。</u>	<u>（新設）</u>	（新設）
第二十 <u>四</u> 条～第五十 <u>四</u> 条 （略）	第二十 <u>三</u> 条～第五十 <u>三</u> 条 （略）	（条ずれ）
（以下、省略）	（以下、省略）	